

## 南種子町学生インターンシップ受入協力事業所登録要領

### 1. 目的

本土から大学生等をインターンシップで受け入れ、働く体験を通して島ならではの自然、住民との交流など島の暮らしを体験することで、島での学びによる関係人口を創出し、島の地域活性化を図るため、以下の2点を目的としています。

- ①インターン生に任せる仕事が、島の暮らし、経済、文化の継承等にどのように貢献しているのかなど、島・地域への貢献について、魅力を実感できる機会を与える。
- ②就業体験のほか、島民との交流機会を取り入れながら、滞在期間を通じて島の暮らしの魅力を実感できる機会を与える。

### 2. 受入協力事業所の実施要件

インターンシップ等の受入に賛同する事業所は、次の要件をすべて満たすものとなります。

- (1) 町内に事務所を有する事業所 等
- (2) 本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある事業所 等
- (3) 本事業での事務局等との連絡調整を誠実に行う事業所 等

### 3. 受入協力事業所への登録

受入協力をしていただける場合には、「南種子町学生インターンシップ受入票（別紙1）」に会社の情報や、受入れ条件等必要事項を記入して頂きます。

記入後は、ファックスやメールでご提出をお願いいたします。

### 4. 受入協力事業所一覧への掲載

職場見学・体験、インターンシップの受入協力事業所について、学校等に情報提供するための一覧を作成し、町ホームページへ掲載させていただきます。

（受入可能であっても、ホームページへの掲載が不可である、受入票の中で公開したくない項目がある等の場合はご相談ください。）

### 5. 補助金の交付

インターンシップにより学生を受け入れた事業所に対し、南種子町学生インターンシップ補助金交付要綱の定めるところにより補助金を交付いたします。